

## IP-TV 管理サービス業務委託規約

### 第1条 (IP-TV 管理サービス業務委託)

台湾 JUUMPTV 公司(以下「甲」といいます。)と IP-TV 管理サービス業務委託する者(以下「乙」といいます。)は、IP-TV 管理サービス業務委託規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより IP-TV 管理サービス業務(以下「管理サービス業務」といいます。)を提供します。管理サービス業務は、本規約及び本規約第3条に定めるその他の個別規定並びに追加規定が適用されます。

第2条(本規約の変更) 当社は、乙の同意を得ず、本規約を変更することがあります。この場合、管理サービス業務条件は変更後の本規約によります。

第3条(用語の定義) 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IP-TV 管理サービス業務	甲に委託される IP-TV 管理サービス業務委託の総称
提携 ISP	IP-TV 管理サービス業務委託に関して、当社の代理人として認められた電気通信事業者及び当社自身
IP-TV チューナー	当社の指定する技術的な基準に適合する IP-TV セットボックス
IP-TV 設備等	IP-TV チューナー及び管理サービス業務を委託する際に必要となる甲が設置する設備等

第4条(個別規定等) 甲は、乙に対して、本規約のほか個別規定(甲が管理サービス業務上で委託される個別のコンテンツごとの委託に関する規定)と、追加規定(その他甲が随時乙に対し通知する規定)を定めるものとします。(2) 提携 ISP は、甲が定める本規約のほか IP-TV 規約等を定めるものとします。(3) 個別規定及び追加規定(以下「個別規定等」といいます。)は本規約の一部を構成します。本規約と個別規定等が異なる場合には、個別規定等が優先するものとします。

第5条(通知及び同意の方法) 本規約の変更、管理サービス業務に関する事項その他の重要事項等の利用者への全ての通知は、郵便およびファクシミリまたは広告媒体を通じて、行われます。通知は、発信または広告された時点より効力が生ずるものとします。

第6条(管理サービス業務委託申込みの方法等) 本 IP-TV 管理サービスの利用申し込みをする乙は、「お申込書」あるいは Web 上の「お申込みページ」に必要事項を記載の上、弊社代理店もしくは弊社に郵送・送信により提出するものとします。申込者である個人が未成年の場合は、保護者の同意を必要とします。

第7条(管理サービス業務委託申込みの承諾) 甲は、委託の申込みがあったときは、受付けた順序に従って承諾します。また甲は、前項の規定にかかわらず、その申込みについて、所属提携 ISP が承諾しない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

第8条(乙が行う契約の解約) 乙は、管理サービス業務委託契約を終了しようとするときは、そのことをあらかじめ甲に通知していただきます。

ただし、お支払いの管理サービス業務委託料金は返金されません。

第9条(甲が行う契約の解除) 甲は、次の場合には、管理サービス業務委託の契約を解除することがあります。

(1) 第18条の規定により管理サービス業務の履行を停止された乙が、なお、その事実を解消しないとき(2)乙が、IP-TV 管理サービス業務委託締結者でなくなった事実を甲が知ったとき(3)乙が、その所属提携 ISP の IP-TV 管理サービス業務委託締結者でなくなった事実を甲が知ったとき

第10条(利用の一時中断等)

1 甲は、次のいずれかに該当する場合には、乙の同意を得ることなく、管理サービス業務の一部若しくは全部を一時中断、又は一時停止することがあります。

(1)設備の工事上又は保守上やむを得ない場合 (2)設備の故障又は天災等の不可抗力により、管理サービス業務の履行が困難になった場合 (3)その他管理サービス業務を履行できない合理的事由が生じた場合

2 管理サービス業務の一時中断又は一時停止に関して、甲は乙又は第三者に対していかなる責任も負いません。

3 甲は乙に対する一定の予告期間をもって、管理サービス業務の履行を終了することがあります。

第11条(利用停止)

1 乙が次のいずれかに該当する場合は、甲は、その乙に事前に何ら通知することなく、管理サービス業務の履行の停止を行うことがあります。

(1)乙が、本規約第11条第2項の規定に該当することが判明した場合(2)乙が本規約又は個別規定等に違反する行為を行ったと甲が判断した場合(3)その乙の IP-TV 管理サービス業務に係る契約が解除された場合 (4)乙が IP-TV 管理サービス業務委託締結者資格を喪失した場合

(5)その他、甲または所属提携 ISP が乙を IP-TV 管理サービス業務委託締結者として不適当と判断した場合

2 前項により契約を解除された乙は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している甲に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

第12条(業務委託料金の支払義務)

1 乙は、その業務委託に基づいて甲が業務委託を受けた料金の支払を要します。

2 乙は、契約行為を行ったときに、乙が契約期間中の業務委託料金の支払いを要します。

3 前項の期間において、業務委託の一時中断等により履行することができない状態が生じたときの業務委託料金の支払は次によります。

(1)停止があったときは、乙は、その契約期間中の業務委託料金の支払を要します。

(2)乙は、業務委託の際に所属提携 ISP から認証が得られなかったことにより業務委託することができない状態でも、その業務委託料金の全額の支払いを要します。

(3)前2号の規定によるほか、乙は次の場合を除き、管理サービス業務を履行されなかった期間中の管理サービス業務委託料金の支払を要します。

区別	支払を要しない利用料金
1 乙の責めによらない理由により管理サービス業務を全く利用できない状態が生じた場合(アクセス回線の障害によるものを除きます。)に、そのことを甲又は所属提携 ISP が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを甲又は所属提携 ISP が知った時刻以降の管理サービス業務が履行されなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本委託業務についての管理サービス業務料金
2 甲又は所属提携 ISP の故意又は重大な過失により本委託業務を全く履行されない状態が生じたとき	そのことを甲又は所属提携 ISP が知った時刻以降の委託業務が履行されなかった時間について、その時間に対応する管理サービス業務の管理サービス業務料金

第13条(債権の譲渡)

1 乙は、管理サービス業務料金に係る債権について、甲がその乙の所属提携 ISP に譲渡することを承認していただきます。この場合、甲及びその所属提携 ISP は、乙への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定により譲渡する債権額は、本規約の規定に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、甲またはその提携 ISP が定める管理サービス業務委託規約等に定めるところによります。

第14条(責任の制限)

1 甲は、管理サービス業務を履行すべき場合において、甲の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その管理サービス業務が全く履行できない状態にあることを甲が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者に日割りによる管理サービス業務委託料金の返金いたします。ただし、所属提携 ISP が当該所属提携 ISP の IP-TV 管理サービス業務委託規約等に定めるところによる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において甲は、管理サービス業務が全く履行できない状態にあることを甲が知った時刻以後の、その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する管理サービス業務の月額利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

第15条(免責)

1 甲は、本規約等の変更により IP 対応チューナー等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、一切負担しません。2 甲は、管理サービス業務及び管理サービス業務により提供される情報に関して、その完全性、正確性、有用性等に関するいかなる保証も行わず、また損害賠償も行いません。3 甲は、管理サービス業務及び管理サービス業務を通じて乙又は第三者が取得した情報等の結果についてのいかなる保証も行いません。4 甲は、管理サービス業務、遅滞、変更、中断、中止、停止若しくは廃止又はその他管理サービス業務に関連して発生した乙又は第三者の損害について一切の責任を負わないものとします。

第16条(乙者の義務) 乙は、以下の全ての事項について遵守するものとします。

(1) 乙は、甲に業務委託契約時に届出た情報に変更があった場合は、速やかに所属提携 ISP に対して変更の届出を行うものとします。

(2) アクセス装置(サーバー等)、テレビジョン装置(AVケーブル入力端子を有する一般のテレビとします。)、IP チューナー等及び IP チューナー等の設置・利用に必要な設備及びその設置場所並びに電力等については、乙の費用負担において用意するものとします。

(3) アクセス装置の料金は、管理サービス業務委託者全員に分担され、その分担金(約1,000日本円未満)はIPチューナー代金に含まれます。但し、支払われた金額は、契約終了または解約後においても返金されません。

第17条(乙の情報の利用) 乙は、管理サービス業務委託の契約の申込みを行った際、又は甲により管理サービス業務委託を履行される過程で甲は提供する氏名、住所等乙を認識若しくは特定できる情報を、甲が、管理サービス業務委託を提供する目的他に、以下の各号に定める場合に利用し又は第三者に提供することに同意するものとします。

(1) 乙が、乙の情報を開示することについて同意している場合(2) 甲が、管理サービス業務委託の動向を把握する目的で収集した統計個人情報(乙の個人が特定できない情報群)を開示する場合(3)管理サービス業務委託の円滑な提供及び管理サービス業務委託をされた履行の向上等に資する目的で、個人情報適切に管理するように契約等により義務付けた第三者に開示する場合(4) 甲に対して、法令により、あるいは法令に基づき利用者情報の開示が求められた場合

第18条(管理サービス業務に係る禁止行為)

1 乙は、本規約、個別規定等及び適用されるすべての法律並びに規則等を守り、自らの管理サービス業務委託及びその結果について、一切の責任を負うものとします。また特に、乙は、管理サービス業務委託を通じて、次のような行為を行うことはできません。

(1)管理サービス業務委託を、家族利用人(同一の電話回線を利用した同居の家族)以外の第三者に対して、各種記録媒体又は電気通信回線設備等を介し視聴させる等の行為 (2) 刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他適用される国内法・国際法・国際条約等に違反する行為(3) 管理サービス業務委託の運営を妨害する行為、又は当社が承認していない営業行為(4) 管理サービス業務委託に接続しているネットワークを妨害又は混乱させる行為。(5) ネットワーク上の規定、方針、手順に違反する行為(6) 他の利用者による管理サービス業務委託の利用及び享受を妨害する行為(7) その他甲が不適切と判断する行為

2 乙は、乙として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却又は乙として有する権利への質権の設定等、担保に供する行為を行ってはならないものとします。

3 甲は乙の行為が本規約の諸条件に違反したと判断した場合には、直ちに管理サービス業務委託契約を解除し、管理サービス業務委託の履行を終了することができるものとします。

第19条(権利の帰属) 管理サービス業務委託上で提供されるコンテンツ(文字テキスト、ソフトウェア、音楽、静止画、動画、グラフィックス他の素材等)をいいます。に係る著作権、著作人格権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権又はその他の一切を複製、頒布、送信(送信可能化を含みます)、派生物の作成その他の二次利用を行い又は第三者に転許諾を行うことはできません。

第20条(補償) 乙は、本規約若しくは個別規定等の違反を原因とする、知的財産権その他の権利の侵害に起因する第三者からの請求(合理的な弁護士費用を含みます。)について、乙自身が一切の費用と責任においてこれを解決するものとし、甲、甲の関係会社又は当社を含む IP-TV 管理サービス業務委託の請負者等に損害を被らせないこととし、管理サービス業務委託契約解除後も同様とします。

第21条(準拠法)

1 本規約は、台湾の国内法に準拠し、台湾の法律に従って解釈されるものとし、本規約若しくは管理サービス業務委託に関する紛争又は管理サービス業務委託に基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、台湾台北地方法院をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

2 本規約のいずれかの規定が法律に違反していると判断された場合、無効又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効かつ実施可能とします。

3 本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を利用者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。

4 本規約の各条項は、乙と甲の間の唯一の合意事項とします。

5 管理サービス業務委託に関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから半年以内に提起されなければならないものとします。

附則

1 本規約は、平成23年6月1日から実施するものとします。